

6 環境騒音の状況

1 目的

騒音規制法第 21 条の 2 の規定に基づき、道路に面する地域以外の一般地域における騒音について、環境基準の達成状況を把握するため、測定を実施しました。

2 測定期間 : 平成 27 年 7 月～12 月

3 測定地点（表-1 参照）

道路に面する地域以外の一般地域（騒音に係る環境基準の類型指定地域内）において、平、小名浜、勿来等の地区を代表する 10 地点を選定しました。

4 測定結果の概要

測定結果は表-1 に示すとおりです。すべての地点で昼夜間ともに環境基準を達成しました。

表-1 測定地点及び結果

(単位: デシベル)

| No. | 測定地点 | 類型 | 用途地域 | 測定結果 | | 環境基準 | |
|-----|----------------------------|----|----------------|------|----|------|----|
| | | | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 1 | 平赤井比良 3 丁目地内 (比良公園) | A | 第 1 種低層住居専用地域 | 52 | 44 | 55 | 45 |
| 2 | 石森 1 丁目地内 (石森東公園) | B | 市街化調整区域 | 41 | 35 | | |
| 3 | 平下神谷字宿地内 (宿児童遊園) | B | 第 1 種住居地域 | 50 | 43 | | |
| 4 | 小名浜大原字小滝町地内 (小滝公園) | B | 第 1 種住居地域 | 46 | 39 | | |
| 5 | 泉ヶ丘 3 丁目地内 (泉ヶ丘三丁目第一公園) | A | 第 1 種低層住居専用地域 | 41 | 34 | | |
| 6 | 泉玉露 6 丁目地内 (宮田公園) | A | 第 1 種低層住居専用地域 | 45 | 37 | | |
| 7 | 後田町源道平地内 (後田町ちびっこ広場) | A | 第 1 種中高層住居専用地域 | 47 | 44 | | |
| 8 | 勿来町四沢作田地内 (ひまわりちびっこ広場) | B | 第 1 種住居地域 | 45 | 40 | | |
| 9 | 内郷白水町桜田地内 (桜田公園) | B | 第 1 種住居地域 | 48 | 41 | | |
| 10 | 常磐白鳥町勝丘地内 (勝丘公園) | A | 第 1 種低層住居専用地域 | 53 | 45 | | |

(注) 1 類型とは、騒音に係る環境基準の類型を示します。

2 用途地域とは、都市計画法に定める用途地域を示します。

3 昼間とは午前 6 時から午後 10 時まで、夜間とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間帯を示します。